

《発行者》 協同組合 愛知労務協会
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙
■住所
〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階
TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>
FAX 052-261-2612

目 次

1. 改正情報
2. 労務管理の基礎知識
3. 所長コラム

《お知らせ》
K-Report 第7巻第4号でお知らせしました雇用保険料率の改定は、平成29年3月31日に国会で法律案が成立しました。

(※1)
人事評価制度等に基づく賃金が最初に支払われた日の翌日から12ヶ月間

1. 改正情報

■ 人事評価改善等助成金が新設

働き方改革の方針を受け、今年も多くの助成金制度の改廃が行われていますが、その中で、生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して「人事評価改善等助成金」が平成29年4月1日から新設されました。

【助成金の概要】

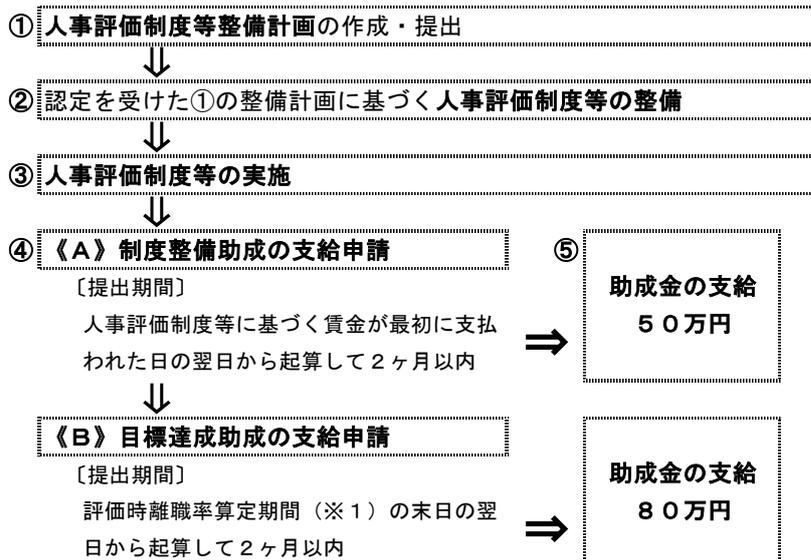
《A》制度整備助成：50万円

事業主が、生産性向上のための人事評価制度と賃金のアップを含む賃金制度の整備を行った場合に支給されます。

《B》目標達成助成：80万円

Aに加え、1年経過後に人事評価制度等の適切な運用を経て、生産性の向上、労働者の賃金の2%のアップ、離職率の低下に関する目標のすべてを達成した場合に支給されます。

【助成金支給までの流れ】



人事評価制度等に基づく賃金が最初に支払われた日の翌日から12ヶ月間

2. 労務管理の基礎知識

■ 割増賃金を計算する際の端数処理

賃金の計算上で生じる端数処理の扱いは、労働基準法の「賃金全額払いの原則」に基づいた大切な処理であり、簡単に扱うことはできません。このため、事業主には適正な労働時間を把握する義務を課す一方で、割増賃金の支払いについては、事務手続きの簡素化を目的として次のような取り扱いが認められています。



1日単位で30分単位や15分単位に切り捨てることは認められておらず、端数処理は右記のように取り扱うことが必要です。(昭和63年3月14日基発第150号)

【割増賃金計算における端数処理】

- ① 1ヶ月における時間外労働、休日労働及び深夜業の各々の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げること。
- ② 1時間当たりの賃金額及び割増賃金額に円未満の端数が生じた場合、50銭未満の端数を切り捨て、それ以上を1円に切り上げること。
- ③ 1ヶ月における割増賃金の総額に1円未満の端数が生じた場合、②と同様に処理すること。

【1ヶ月の賃金支払額における端数処理】(※2)

- ④ 1ヶ月の賃金額(賃金の一部を控除して支払う場合には控除した残額)に100円未満の端数が生じた場合は50円未満の端数を切り捨て50円以上の端数を100円に切り上げて支払うこと。
- ⑤ 1ヶ月の賃金額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を翌月の賃金支払日に繰り越して支払うこと。

(※2)

就業規則等に定める必要があります。

3. 所長コラム

■ 幼児虐待

私立の認定こども園で、定員の約1.5倍の園児を受け入れ、保育士数の水増しや給食の不備も確認され、定員は46人のところ、0～5歳児約70人を受け入れ、実際は10人の保育士数は、13人に水増しして報告。園児の給食についても、約40人分しか外注していない。このため、1～2歳児の給食のおかずは大きめのスプーン1杯分程度で、休んだ園児の給食は冷蔵・冷凍保存し、後日解凍して給食に出し、1カ月以上経ったものも食べさせており当然「給食は量も栄養も不足し、十分な食事がとれていない」としたとんでもないニュースが飛び込んできたと思えば、今度は岡崎の幼稚園で、職員が粘着テープで男児の手足を縛ったり、口をふさいだりし、また、なんと職員が別の園児に手伝わせ、男児を縛る際、テープを伸ばすなどの行為を手伝わせていたという何ともやるせないニュースが飛び込んできた。

幼児に十分な食事を与えない、手足を拘束する、口をふさぐ・・・。

欧米なら5・6年とか刑務所入るんじゃないのかな。もし、あなたの子供やあなたの孫が、くどい様だがスプーン1杯程度の食事しか与えられない、テープで手足を拘束しテープで口をふさがれたら？



多くの園児が見ている前で虐待が行われていたというから、精神的な影響も心配です。